

新宿区教育委員会会議録

平成25年第11回定例会

平成25年11月1日

新宿区教育委員会

平成25年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年11月1日(金)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 4時51分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

欠席者

なし

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課調整主査	高 橋 美 香	教育調整課管理係	高 橋 和 孝
-----------	---------	----------	---------

議事日程

- 日程第 1 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度新宿区一般会計補正予算（第 6 号）（案）に関する意見聴取について
- 日程第 2 議案第 4 1 号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 4 2 号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 4 3 号 教育財産の用途廃止について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

報 告

- 1 平成 2 5 年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果について（学校運営課長）
- 2 仮称下落合図書館の基本計画について（中央図書館長）
- 3 愛日小学校本校舎の基本設計について（学校運営課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第11回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いします。

◎ 第40号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見聴取について

◎ 第41号議案 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

◎ 第42号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第43号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第48号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第40号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見聴取について」、「日程第2 第41号議案 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第42号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第43号議案 教育財産の用途廃止について」、「日程第5 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、以下、「日程第6 第45号議案」から、「日程第12 第51号議案」まで、同じく「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

教育長。

○教育長 「日程第1 第40号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見聴取について」は、平成25年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、

予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができない恐れがありますので、非公開による審議をお願いしたいと思います。

○菊池委員長 ただいま、教育長から、非公開による会議の発議がございました。「日程第1議案第40号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見聴取について」を非公開により審議することにご異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 それでは、第40号議案を非公開により審議します。

○菊池委員長 では、第41号議案から第51号議案まで、教育調整課長から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、まず、第41号議案 教育財産管理規則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

議案の概要をごらんください。

今回の改正内容は2点ございまして、（1）といたしまして、教育財産の目的外利用の使用許可に係る区長への報告及び当該使用許可の取り消しを行う際の区長との協議に係る規定の整備と、（2）といたしまして、教育財産使用許可書（第6号様式）の使用料の延滞金に係る記載内容の改正となります。

まず、（1）の規定整備ですが、行政財産の目的外利用について、平成24年度の行政監査におきまして、総務部契約管財課が使用者による許可取り消しの申し出があった場合の、統一的な手続について検討するように意見を受けました。これを踏まえて、区長部局では、財産管理者が使用者の申し出により、使用許可を取り消した場合に、総務部長への報告を義務づけることといたしました。この手続の見直しをする際に、地方自治法第238条の4第9項に基づきまして、使用許可を取り消す場合には、より厳密な手続が必要と判断し、同法の規定により取り消しを行う場合は、事前の協議を行うよう規定することといたしました。

なお、この自治法第238条の4の第9項と申しますのは、行政財産の目的外使用許可をした際に、公用、もしくは公共用に供するために必要を生じたとき、また、許可の条件に違反する行為があると認めるとき、このときに、普通公共団体の長または委員会は、その許可を取り消すことができる旨を規定したものでございます。

今回は、区長部局のこの改正の趣旨を踏まえまして、教育委員会についても、同様の改正

を行うものでございます。

また、区長部局では、行政財産の使用許可をする際に、総務部長に協議することとなっておりますが、教育委員会では、5年以内の行政財産の使用許可について、現在協議は行っておりません。しかし、今回の改正により、自治法に基づく使用許可の取り消し、先ほど申し上げますました使用許可の取り消しの協議を、総務部長と行う際に、5年以内のものが総務部長はその内容を5年以内のものについては把握してないということになってしまいますので、それは適切でないと判断しまして、教育委員会が協議を行わない使用許可をした内容については、総務部長に報告をする旨を規定したものでございます。

詳細の条文については、新旧対照表をごらんください。

まず、第17条につきましては、使用許可の手続を、第18条につきましては、使用期間をそれぞれ定めている条項になります。第17条第2項に追加している条文でございますが、先に説明したこととは直接関係ないのですが、現行は第17条第1項で申請について、第2項で教育委員会が許可する際の手続を、第18条第1項で、対象や事由ごとの使用許可期間を、第2項で使用期間が5年を超える際の総務部長協議について規定しています。しかし、この第18条第2項、使用期間の5年を超える際の総務部長協議は、手続を定めているというふうに解釈できますので、このことから、改正後については、第17条第2項のほうに移しております。したがって、現行の第17条第2項が改正後の第3項になります。また、第17条第4項は、先ほどご説明した5年以内の使用許可をした際の総務部長への報告についての規定を追加したものでございます。

次に、第21条ですが、現行は自治法第238条の4第9項の規定に基づき、使用許可を取り消した場合に、使用許可期間が5年を超える場合のみ総務部長に報告することとしておりますが、改正後は、この許可期間にかかわらず、まず第1項で取り消しをしようとする場合に、総務部長協議を行うことについて定め、第2項で、取り消しを行ったときに総務部長報告することを規定しているものでございます。

続きまして、概要でご説明した2点目、第6号様式、教育財産の使用許可の改正についてでございます。許可書の裏面です。

1枚めくっていただきますと、使用許可書の改正案と現行がでございます。この両方の裏面を見比べていただきたいと思っております。

現行は、地方税法における延滞金等にかかわる規定そのものを詳細に記載しております。このたび、地方税法の改正を受け、平成26年1月1日施行で、特別区税条例が改正される予

定で、延滞金等の利率の見直しも行われることから、この部分の改正が必要となりますが、延滞金等については、行政財産使用料条例に特別区民税の例によると、全体として規定されておりますので、この許可証の記載においては、単に特別区民税の例によるとして、今後の特別区民税の改正に備えるとともに、簡素な表現としたものでございます。

施行期日は平成26年1月1日でございます。

提案理由は、教育財産の目的外使用に係る規定整備及び地方税法、昭和25年法律第226号等の改正に伴う所用の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第42号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

これにつきましては新旧対照表をごらんください。

東戸山幼稚園の廃止に伴いまして、施行規則の別表、これは第3条で、3歳児保育を実施する園を定めているものでございますが、そこから東戸山幼稚園を削除するものでございます。通常別表には第何条関係という記載をつけているものでございますが、この規則については、別表が1つだったために、これまで条項についての記載がありませんでしたが、基本どおり、この改正にあわせまして、改正後は別表に第3条関係を追加させていただいております。

施行期日は26年4月1日でございます。

提案理由は、新宿区立東戸山幼稚園の廃園に伴う所用の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第43号議案です。教育財産の用途の廃止についてです。

これにつきましては、裏面をごらんください。

教育財産の用途廃止の物件でございますが、旧中央図書館。所在地、新宿区下落合1-9-8。種別、建物で、面積が5,197.39平方メートル。

用途の廃止月日は、25年12月10日。

用途廃止理由ですが、中央図書館は、新宿区緊急震災対策の一環として、新中央図書館の建設予定地にある旧戸山中学校を仮施設として移転し、旧図書館は、平成25年7月20日付で旧図書館施設へと用途を変更いたしました。中央図書館移転後の跡地については、25年3月20日に施設活用検討会の検討結果に基づきまして、地域図書館・西部工事事務所・西部公園事務所及び備蓄倉庫といった区有施設と介護保険施設及び保育施設を一体整備する民設民営施設を整備することに決定しております。

これに伴い、建物を取り壊すため、行政財産から普通財産に変更することが必要になります。このため、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

提案理由は、旧中央図書館施設を取り壊すことに伴い、教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

続きまして、第44号議案から第51号議案についてですが、これは公の施設の指定管理の指定についてで、すべて図書館の指定管理の指定についてでございます。

まず、第44号議案をごらんください。

これは、四谷図書館の指定管理についてでございます。

位置は、内藤町87番地です。

指定する団体は紀伊國屋書店、ヴィアックス共同事業体でございます。

続きまして、45号議案は、鶴巻図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、早稲田鶴巻町521番地です。

指定する団体は、株式会社図書館流通センターでございます。

続きまして、第46号議案は、角筈図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、西新宿四丁目33番の7です。

指定する団体は、株式会社図書館流通センターでございます。

続きまして、第47号議案は、西落合図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、西落合4丁目13番17号です。

指定する団体は、紀伊國屋書店、ヴィアックス、不二興産共同事業体でございます。

続きまして、第48号議案は、戸山図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、戸山二丁目11番101号です。

指定する団体は、株式会社図書館流通センターです。

続きまして、第49号議案は、北新宿図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、北新宿区三丁目20番2号です。

指定する団体は、ミライト・リブネット共同事業体です。

続きまして、第50号議案は、中町図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、中町25番地です。

指定する団体は、丸善株式会社です。

続きまして、第51号議案は、大久保図書館の指定管理者の指定についてでございます。

位置は、大久保二丁目12番7号です。

指定する団体は、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体です。

いずれも、指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由については、それぞれの図書館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

この指定管理者としてなるべき団体の選定の詳細につきましては、中央図書館長のほうからご説明をさせていただきます。

○中央図書館長 今回、ご提案をさせていただいている公の施設の指定管理者の指定の議案について、この間の経過等につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料の1番でございますが、指定管理者となるべき団体及び指定管理期間は、ただいま議案の説明のとおりでございます。1表にまとめてございますのが、次のページの資料でございます。地域図書館8館の各指定管理者となるべき団体が掲載してございます。

次に、お戻りいただきまして、今回の選定に当たりましては、平成21年度から順次区立図書館指定管理者を導入してまいりまして、今年度の末をもちまして、指定管理期間が8館すべて満了するということから、来年度からの5カ年の指定管理者を選定をしていくということから4月当初から取り組んでまいりました。選定方針といたしましては、これは5月の教育委員会にもご報告してございますが、1館ごとに公募を行うということ。それから2点目が、今回の特色にもなっておりますが、同一事業者による応募を3館までに制限する。共同事業体を構成する場合は、構成する各事業者単位として応募数を数える。こうすることによって、多くの事業者の参入を可能にいたしますとともに、事業者間における競争を促して、さらなるサービスの向上と運営の効率化を目指すというところでございます。

選定結果につきましては、5月28日から以前に区のホームページ、図書館ホームページに掲載させていただきまして、募集期間、それから申請予定団体説明会、施設見学会ということで経過をしてまいりました。

その結果、6月28日に締め切った段階で、申請提出団体が11団体ということでした。

まず、団体の数といたしましては、①から⑩ということでございます。表側に、各地域図書館8館が並んでございまして、一番下の各小計欄をごらんいただきますと、3館の応募ということを行くということになります。提案数としては、一つの団体が複数の館に最大3館ですけれども、応募してございますので、提案件数といたしましては、合計20件という形になってございます。

次に、3の選定経過の審査方法でございますが、こちらにつきましては、候補団体の選定に関する審査要領を5月15日に制定をさせていただきました。この具体的な中身ですが、まず一次審査といたしましては、審査員、選定委員が9人ございますので、100点×9名で合計900点の書面審査でございます。

それから、二次審査でございますが、こちらは、公開プレゼンテーション及びコストパフォーマンス審査でございます。このコストパフォーマンス審査ですが、※のところで書いてございますけれども、得点1点あたりの経費、事業者の5年分の提案金額に対して、得点1点あたりの経費を出すということで、つまり1点あたりの経費が少ないほどコストパフォーマンスがすぐれている、こういった換算表を用いて換算する方法でございます。

公開プレゼンテーションにつきましては、一次審査と同じく100点×9人で900点。コストパフォーマンス審査につきましては、50点の9名で450点という配分を行いました。

次のページでございますが、(7)の選定委員でございますけれども、合計9名ということで学識経験者2名、公募区民委員3名、区立学校関係者1名、公認会計士1名、また、教育委員会職員として教育委員会事務局次長、中央図書館長の2名ということでございます。

財務内容につきましては、別途公認会計士による調査を行ってございます。

以下、選定経過でございますが、都合7回選定委員会を開いてございまして、第1回に審査項目、審査基準、採点基準の検討をしていただき、これを決定しました。以降、第2回の選定委員会が8月でございますけれども、書類選考によって、一次審査の通過団体を決定すると、3回、4回、5回、6回というような公開プレゼンテーションでございます。これば連日行ってきたわけでございますが、公開プレゼンテーションには、約延べで200人を超える方々が傍聴して、そういう透明性を高めた中での審査ということでございます。

4番目の選定基準ですが、これは、図書館条例の第9条に指定管理者を選定するに当たっての基準ということが5項目にわたって定められてございますので、それを記載してございます。今後の予定ですが、区議会へ公の施設の指定管理の指定の議案を第4回定例会に上程をし、議決後、基本協定を経て、明年、平成26年4月1日からの指定管理者による管理を開始するところでございます。

その選定結果でございますが、A3の表をごらんいただきたいと存じます。

まず、各地域図書館に応募した表頭に団体が記載してございます。それから表側でございますが、先ほど申し上げた条例基準をさらに選定委員会の中で事前に詳細化をいたしました条例基準では5項目と申し上げましたけれども、そういう項目数になってございます。

一次審査の場合、配点が右の欄に216点から一番下の36点という形になってございます。

一次審査の合計点が900点満点ということでございます。

それから、次に公開プレゼンテーション審査がこの上段の欄に、次の欄に合計点が掲載してございまして、これもまた条例と同じ基準にのっとり第5項目まで、それぞれ事前に選定委員会の中で審査基準を詳細に定めまして、配点につきましては、ごらんのような形になってございます。

下から3番目に、コストパフォーマンス審査ということで、これは50点×9名分で満点が450点ということでございます。

そして、二次審査の合計得点、公開プレゼンテーションとコストパフォーマンス審査の合計得点が1,350点満点、総合得点が2,250点満点ということになってございます。

こちらの表の細かい説明は省略をさせていただきますが、この中で、最も点数の高いところを今回指定管理者の候補となるべき団体ということで選定をいたしまして、今回ご提案をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

まず第41号議案についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○今野委員 この種の法令の改正のときですが、いつも思っていたのですが、できれば法令全体の趣旨とか何かわかる基本的な条文のところは資料でもいただいておけば、個々の条文を見るとときに見やすいと思っています。

それから、それとの関連ですが、例えばこの21条のところいきなり法第238条の、と出てくるのですが、これがどういうものか全然資料の中についてないのです。本当は後で表のほうの許可証を見ると自治法とあるから、ああ自治法のことかと思って引いてみたら出てきましたし、きょうも説明でわかったのですけれども、こういう直に引いてあるようなところで内容がわかるべきものについては、参照条文のような形で、ぜひ挙げておいてもらうと審査しやすいと思っております。

それから、この改正自体は、話しがありましたように、行政監査の一般的なやり方になって整理をした、そして手続的にも内部のチェックもより緻密したということで全く異論ありません。

それで、質問ですけれども、さっきの21条のところ、公用の必要、あるいは条件に違反するような場合は許可の取り消しができる、そういう取り消しをする場合には協議ですとい

うようになっています。2項のほうは、それに該当しない取り消しと書いてあるのですが、それ以外のこととはどんなことがあるのかと。取り消しは結構大きなことなので、どこかにはきちんとこういう場合などと書いてあるのでしょうか、238条の4の9項以外にはどのようなことがあるのか教えていただきたいのが1点です。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 それ以外の部分については、使用許可を受けた方がご自分から許可を取り消したいという場合の想定ということでございます。

○今野委員 取り消しをするのは行政庁ですよ。

○学校運営課長 取り消しの申し出をご自分のご都合によってされるといったケースです。

○今野委員 申し出に応じて取り消すような場合がその他のもろもろということですね。

それから、17条というのは申請者と行政庁との関係ですが、こういう手続をなささいということの中に、今度は新しく前あった18条の2項が17条の2項に入っていますが、これは、内部の手続の話ですよ。ですので、むしろ条文の性格から言うと、前の位置にあったほうがいいのではないかなという気もするのですが、恐らく専門の方がいろいろ考えられて、内部の手続、総務部長の報告も含めて17条のほうに寄せてありますけれども、それはそのほうがすっきりしていいということだったのでしょうか。何かその事柄からすると、行政内部の手続の問題と、申請者と認可者との関係ということであると、どうかとも思いましたので。

○菊池委員長 教育調整課長。

○教育調整課長 これにつきましては、いろいろなスタイルがあるかと思います。私も、これでいいのかなというところもございしますが、区の公有財産の規則について、現在この形になってございますので、今回教育委員会としては、これに沿う形で整えさせていただきました。また、いろいろなところで見直す際には、今のようなご意見等も伝えていきたいと思っておりますし、私どものほうもあわせてなるべくいい形のスタイルになるようところで検討はしたいと考えております。

また、説明資料につきましては、極力わかりやすく、お渡しできるものについては、お渡しするような工夫は今後させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 念のために一つ、この地方自治法改正に伴って管理規則を改正というだけのことか、国なり、どこかで何かこういう手続上の問題が生じたことで改正をするのか。

もう一つは、教育委員会のほうで5年間というような申請なり、そういうケースを現に抱

えているのか、その辺を聞きたいと思います。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 まず、前段の部分については、これ単に税法の改正によることということではございません。

1番目は、先ほど調整課長が申しましたように、監査からの指摘と、それから、もう一つ地方税法の改正といったことに連動して利率が変わったといったところでございます。

後段の、実例があるのかといったところにつきましては、現時点で私どもが許可申請をしているところでこういった実例はございません。

○羽原委員 わかりました。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 先ほど今野委員の最後のご指摘で、条文の項の1、それは非常にもっともだと思います。許可をしようとするときはという部分と、それから、もう一つ使用許可の取り消しという部分があって、それはおおむね別のことであるので、もし並列的にすると、使用許可の取り消しのほうも使用許可の取り消しをした場合には、教育財産の使用者に通知するとか、そういったことが書いてあると、ちょうど並列するように見えるわけですが、必要なことは十分に書いてあるかもしれませんが、取り消しだけ独立した条文になっており、何か余り整合的でないように見えます。いかがでしょうか。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 確かに、委員ご指摘の部分、そういった整合の部分はあるかとは思いますが、基本的に、5年以内の許可については、ということになって、報告をしなければならないという形でつけさせていただいたということで、そのあたりの条文の表現とか、位置関係については、少しわかりやすく、今後は工夫が必要なのかなとは思いますが、現時点においては、こういった形にさせていただきました。今後は、こういった改正のときにこういったものがわかりやすいのかという点は研究していかなければならないと思っております。

○松尾委員 そのことはさておき、この5年以上と5年以内、5年を超える場合と5年以内と分かれるわけですがけれども、総務部長に協議するというのは、これは許可をしようとするとき、あるいは許可の取り消しをしようとするときに協議をした結果、これは許可をしないということもあるわけでしょうか。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 基本的には、協議でございますので、そういったこともあろうかというふう

に思っています。

○松尾委員 総務部長は区の役職でありますから、前段に当たるということでございますので、教育委員会が総務部長に協議するという、協議しなければならないとする理由は何かございますか。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 まず、区の財産につきましては、総務部長が区全体の責任を負っている役職になってございます。

それから、5年を超えるという部分については、価格審査会に審査をしなければならないとなつてございますので、そういったところから来ているわけでございます。

○松尾委員 わかりました。

○菊池委員長 白井委員。

○白井委員長職務代理者 やはり、条文の体裁の問題の部分は、松尾委員もご指摘しているので、同じような形でいうと、17条の2項と4項で、17条自体は申請して、申請したものを申請者に何を交付するかということで、次に許可をするとすれば18条で5年が原則で、5年を超えた場合は、総務部長協議、そして、協議した結果使用許可したときは総務部長に報告と、多分その2項と4項で連動していると思うので、条文の体裁は考えていただければなというふうに思います。

○菊池委員長 よろしくお願ひします。

○白井委員長職務代理者 「総務部長と協議」ではなくて、「総務部長に協議」ですか。

○今野委員 「に」ではないでしょうか。

○教育長 一般的に、法律用語は「に」ですね。「と」だと、対等な関係のようになり、「に」だと、こちらから協議をするということで、協議の権限は、総務部長にありますので。

○白井委員長職務代理者 そこは意味があるということですね。了解しました。

○菊池委員長 わかりました。

では、第41号議案について、ほかにご質問、討論なければ、質疑を終了いたします。

第41号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第41号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 細かいことで恐縮ですが、別表（第3条関係）に改めるとありますが、これを見てもともと複数あった別表であるように見えるのですが、どうですか。ここだけ見ると、改める理由がわからないのですけれども。

○教育長 要するに、おっしゃるとおり、もともと別表は1つしかないので、前のときには、第3条関係とつけていなかった。でも、それは形式的な法制執務上のあり方として、つけるべきだということなので、今回形式的なところを直したということです。別表がふえて、別表3条と書かなきゃいけなくなったということではないですが、形式的にほかのときでも別表とあらわすときには、どこの条文だというようにわかるようにするのが法制執務上のテクニカルな話だということで、今回直すときにあわせて直させていただいたということです。

○今野委員 ついでにということですね。

○白井委員長職務代理者 今野委員の意見どおりに、そこを分けて書いてくれるといいですね。

○菊池委員長 何か明確な理由があるものと、ついでに直すものが混在している。

○教育長 形式的なことは、それだけで直すということはないので、本来的に直す部分と形式的に直す部分が混在してしまう。だから、説明のときに形式的な修正ですと言うと。

○白井委員長職務代理者 提案理由が、廃園に伴う改正は、単に東戸山幼稚園を削るというだけでいいわけですが、それに伴って、それをわかりやすくするために形式的に今回一緒にこうしたいというように、分けて説明していただきたいですね。

○教育調整課長 そのように説明しましたが、説明が足りずにすみませんでした。

○白井委員長職務代理者 いや、提案理由を2つ書いてくれればよかったという話しです。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問がなければ、第42号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第42号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第43号議案についてご意見、ご質問のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 たびたび細かいところで恐縮ですが、用途廃止の(1)番、物件の表示の所在地のところ、下落合1-9-8となっていて、ほかの文章を見ると、一丁目9番8号という、これは、そういう行政上の文章にして問題ないのでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 表記上はこれで問題ないということでございます。

○今野委員 同じ書き方のほうがいいですね。

○教育調整課長 表記については、次回から統一するようにしますので、よろしく願いいたします。

○菊池委員長 そのほうがいいかもしれませんね。

では、そのようにお願いしたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第43号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案から第51号議案までの8件は一括してご意見、ご質問をお願いします。

白井委員。

○白井委員長職務代理者 この指定管理者の案が決まったわけですが、同じ団体というのは、どれぐらいいたのでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 これまで、実を申しますと8館のうち、4館と4館がそれぞれ同一団体というところでございました。今回、3館の制限をかけた結果、変更があったところを申し上げますと、まず北新宿図書館は、従来は紀伊国屋書店・大新東ヒューマンサービス共同事業体であったところが、今回、ミライト・リブネット共同事業体ということがございます。

もう一つが、中町でございまして、これまで株式会社図書館流通センターでございましたが、今回、丸善株式会社にかわりました。

あと、共同企業体の一部がかわったところがございますけれども、角筈図書館ですが、代表企業は株式会社図書館流通センターということでかわっていませんが、新宿図書館ひとつくりグループというNPO法人が共同企業体に加わってございまして、これが今回なくなったということがございます。

したがいまして、四谷、鶴巻、西落合、戸山、大久保、それから角筈もほとんど変更はないということがございます。6館はこれまでどおりの指定管理者ということで、2館がかわったということになります。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

松尾委員。

○松尾委員 資料を見ますと、地域図書館によって応募団体が大変多いところと、少ないところ

ろがございます。多いところのほうが競争があつて、選定にかかる審査についてもはっきりなっていると思われまふけれども、そのような違いが、もちろん図書館ごとによって地域の特性等あると思ひますけれども、できれば、どの図書館も複数の団体のコンペデションという形になるほうが望ましいと思ひますが、その辺何かお考えがございませうでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 今回の選定については、3館の応募制限ということをかかけた結果、このような分布の状態になつたと考えてございませう。

それで、得点の集計結果でございませうけれども、それぞれ第1位に選ばれた団体というのは、すべて1,500点、戸山につきましては1,483点ですが、他の水準を大きく超えているということにございませう。仮に1館しか応募のない団体につきましても、第一次審査の段階で、他と比較しての得点も問題ないというふうに判断した結果、第二次審査のほうに進出するというような方法をとつてございませう。今後、選定のあり方については、またいろいろと他の自治体初めほかの指定管理施設の選定方法等に関して、そういうことを今後課題として考えていきたいというふうに考えてございませう。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

今野委員。

○今野委員 審査の仕方は非常にいろいろな段階を踏まえながら、それから仕組みも緻密に得点化されて、整理されているので、信頼できる結果だろうという印象を得ました。そこで、コストパフォーマンス審査というのは特徴的だという話しでしたけれども、こういうやり方はほかでもやっているのでしょうか。それともここだけの特徴でしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 ここだけの特徴ということではなくて、今回の指定管理者でございませうけれども、例えば、何かの委託のプロポーザルですとか、そういうものをかけるときに、こういったコストパフォーマンスというのも判定要素にしているという事例は結構ございませう。

○今野委員 ついでに、一次、二次の点数が後でコストパフォーマンスのときにも使われるわけですので、非常にそれぞれの得点が大事になってくるだろうと思ひますが、実際にはどんな感じなのかというのが、もしわかれば教えてもらいたいのですが。例えば、第一次審査の一番上の判定項目で平等な利用に資するかどうか。このような項目で差は出てくるのかなと思ひましたけれども、結構120点から160点近くまでばらけているのですが、どんなところが、例えばこの項目だといふところはこうだし、悪いところはこうだというような差の出方の傾

向みたいなものは何かわかりますでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 例えば、第一次審査の平等な利用に確保するものであることという大きな項目の中に、審査項目としては、第一次審査では、6点、項目を配点してございます。具体的に言いますと、着眼点としては、条例規則等を理解しているか、条例規則を着実公正に行使する意識が高いか、高齢者、障害者、児童、外国人等の平等な利用に配慮する、そうした理念の妥当性、それから提案された配慮の内容の具体性とか効果性等々、この中をかなり細分化して、各委員が、それぞれの識見の中で判定をしていったということでございます。

○今野委員 指定管理者制度の基本的な理解がどこでも同じようなものかなど、それぞれ項目から見ると、そんなに違いは出ないのではと思うけれども、実際は結構あったのですね。

○中央図書館長 今回、配点をもらいますと、一次審査では、最も配点が多いのが一次審査の団体では事業計画に沿った管理を安定して行う能力ということで。

○教育長 具体的に点数が高かったところは、こういうことの提案が評価されたとかは。

○中央図書館長 そういった意味では、配点のことを申し上げましたけれども、第一次審査では、マネジメントという管理能力ということにウエートを置いてございますので、その部分について評価が別れているという傾向がございます。

特に、マネジメント能力の中でも、特徴的なのは、そういった施設の危機管理体制ですとか、それからこの間の事業の実績、あるいは個人情報保護とか、そういったところでプライバシーマークを実際持っているとか、持ってないとかというようなところで点数が別れたというふうに判断してございます。

それから、二次審査でございますが、こちらは、今度は地域との連携というような、サービス向上に配分割合が多いのですが、具体的な個々のサービスが、例えばですけれども、子ども向けの新たなサービスの開拓でありますとか、そういったような提案をしたところが比較的得点を高く取っているということでございます。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 ちょっと基礎的なことを教えてください。

今までは個別にやっていたように思ったのですが、これからは、このほうが合理的でいいと思いますが、一斉に、8館ともやるという方式になったわけですか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 まず、この指定管理者が21年から導入をしてございます。21年当時には3館

ということでした。指定管理期間は全部25年度末ということになってございまして、次に、22年度に導入したところが3館ということで、これも終わりが25年度末ということ。それから23年度に、単独館でございすけれども、残りの2館を順次導入してきましたが、終わりはすべて25年度末という関係上、一斉に今回こういうような形をとると。したがって、今回も5年間は同じ期間でございすので、次回も、同じように一斉に選定をしていくということになります。

○羽原委員 よくわかりました。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 資料3の、第二次審査の項目1と項目2が、同じことが文言だけちょっと違って書いてありますね。資料3の第二次審査の2事業計画書の内容が、指定図書館を利用するものへのサービスの向上を図るものであること、項目が幾つかありますが、最初の項目と2番目の項目はほとんど同じ内容で、恐らくミスプリントではないかと思えます。

○中央図書館長 重複して記載してございました。大変申しわけございませんでした。

○菊池委員長 ほかにございすでしょうか。

○中央図書館長 ちょっと補足して説明いたします。

間違いは間違いでございすけれども、上が理念で、下が提案でございました。両方とも提案という記載をしてございまして、大変申しわけございませんでした。

○菊池委員長 ほかに特にございせんでしょうか。

では、ほかにご意見、ご質問がなければ、第44号議案から51号議案までの討論及び質疑を終了いたします。

次に、第44号議案から第51号議案までを1件ずつ採決を行います。

第44号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第44号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第45号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第46号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第47号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第47号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第48号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第48号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第49号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第49号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第50号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第50号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第51号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第51号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

-
- ◆ 報告1 平成25年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果について
 - ◆ 報告2 仮称下落合図書館の基本計画について
 - ◆ 報告3 愛日小学校の基本設計について

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

学校運営課長。

○学校運営課長 それでは、まず、平成25年度学校選択制度における保護者アンケート集計結果についてご説明をいたします。

平成25年度に区立小・中学校に入学した児童・生徒の保護者に対して行ったアンケートの集計がまとまりましたのでご報告をいたします。

アンケートの質問項目につきましては、基本的に例年と同様の内容で調査しておりますが、これまでは、通学区域の学校を選ばなかった理由は尋ねておりましたが、入学した学校を選

んだ理由については尋ねていなかったため、小・中ともに新たにすべての保護者に対して入学した理由をQ2、これは新設でございますが、質問してございます。

それでは、まず初めに、小学校についてでございます。

配布数は1,410件、回収数は1,259件、回収率は89.29%でございました。

Q1でございますけれども、入学した学校についてでございますが、通学区域の学校と答えた割合が81.02%ということでございます。これについては、平成23年度が74.69、平成24年度が80.25ということございまして、年々増加しているといった傾向でございます。

それから、Q2、入学した学校を選んだ理由ということで新設の質問ですが、通学区域の学校だからが最も多く、次いで自宅からの距離・通学の安全を考慮した、子どもの友人関係が続いてございます。

Q3、現在通っている学校についての満足度でございますが、大変満足していると、2番目の満足しているを合わせて94.36%となつてございまして、保護者の満足度が高いことが読み取れてございます。このあたり、平成23年度、平成24年度についても93%程度でございまして、同様の傾向が続いているということでございます。

これにつきまして大変満足している理由1位から3位まででございますが、自宅からの距離、通学の安全、それから2番目が、先生の指導や熱意、3番目が子どもの友人関係。

満足しているについては、1位が自宅からの距離・通学の安全、2番目が、子どもの友人関係、3番目が通学区域の学校というふうになってございます。

続きまして、Q4でございます。学校を選ばなかった理由でございます。自宅からの距離・通学の安全を考慮したが最も多く、次に、子どもの友人関係、さらに、学校のイメージ・評判を比較していると続いております。例年に比較しまして、児童の少ない学校だからを挙げた方の割合が減つてございます。

続きまして、Q5でございます。学校を選ぶ上での情報入手でございますけれども、学校公開・学校説明会が大変参考になったとする回答が年々ふえているということでございます。大変参考になったというところが、23年度が29%、それから24年度が33%といったような状況でございます。

その他の友人、知人からの情報、学校案内冊子、文化祭・運動会など学校を見て、インターネット・ホームページ、学校だよりという項目が出てございますが、それぞれ、友人からの情報、大変参考になった等は95%、学校案内冊子80%、文化祭・運動会など83%、インターネット56%、学校だより70%で、これが大体参考になった、あるいは大変参考になったと

いった傾向でございまして、大体例年どおりといった傾向でございます。

Q 6 について、学校公開、学校を見学しましたかということについては、これは、8割が大体通学区域、あるいは選択したその他の学校、合わせて8割が参加をしているといったところで、これについても、大体例年どおりの傾向でございます。

それから、Q 7、学校選択をどう思いますかというところでもございまして、ここにつきましては、あったほうがよい、どちらかといえばあったほうがよい、合わせて81.82%で、例年どおり80%前後の割合となっているところでもございます。これが小学校でもございます。

続きまして、中学校でもございますが、配布数が888件、回収数が785件で、回収率が88.4%、入学した学校については、通学区域の学校と答えた割合が75.9人ということで、23年度は71%、24年度は74%ということで、ここも徐々に増加しているところでもございます。

続きまして、入学した学校を選んだ理由ということで、小学校と同様通学区域の学校だからが最も多く、次に自宅からの距離・通学の安全を考慮した、子どもの友人関係と、これは小学校と同様の順位でもございます。

3番目の、現在通っている学校についての満足度、大変満足していると満足している、合わせて90%でもございまして、小学校同様保護者の満足度が高くはなっております。

それぞれの1番から3番は、記載のとおりですが、大変満足している、自宅からの距離・通学、先生の指導や熱意、これが同率で1位で、子どもの友人関係が続きます。

それから、満足しているほうでは、やはり通学距離・安全、2番目は、子どもの友人関係、3番目が通学区の学校だから満足になってございます。

続きまして、満足していない理由といたしましては、いじめや荒れの状況、先生の指導や熱意、子どもの友人関係といったような順番でもございます。

Q 4、通学区域の学校を選ばなかった理由ですけれども、小学校とはちょっと異なりまして、学校のイメージ・評判を比較してが最も多く、次に子どもの友人関係を考慮してが割合高く、自宅からの距離・通学の安全を考慮したは3番目の割合となっております。

Q 5でもございます。学校を選ぶ上での情報の入手については、小学校同様に、学校公開・学校説明会、これが参考になった、大変参考になった、合わせて94%、同様に知人、友人からの情報が合わせて93%と割合が高くなってございます。以下、学校案内・冊子が88%、文化祭・運動会が77%、インターネットが65%、学校だよりが74%と、この辺の傾向は昨年と同様でもございます。

Q 6、学校公開制度でもございますが、小学校よりは多少低くなってございますが、大体3

分の2程度が参加をしていると、66%内外でございます。

それからQ7、学校選択制を度をどう思いますかというところで、あったほうがよい、どちらかというとなったほうがよい、合わせて84.84%、例年と同様の水準になっているということでございます。

以上で説明は終わります。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 続きまして、仮称下落合図書館の基本計画につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、これまで、地域懇談会の前にご報告をさせていただいた部分が、相当重複いたしますので、1番の建設に至る背景、2の図書館をめぐる政策動向、図書館の設置運営上の望ましい基準、また、仮称下落合図書館の地域特性、新宿区の図書館の位置づけ、図書館サービスの方向性というところまでは報告をしてきたところでございます。もう一度確認ですけれども、3ページの右下に図がございますが、これが旧中央図書館の跡地でございまして、AとBと分かれてございます。Aのほうが今回土木部の工事事務所、また備蓄倉庫を含む仮称下落合図書館の場所になると、敷地になるというところでございます。

次に、5ページでございますが、これらのことをもとに、図書館運営協議会で議論をしたものをもとに8月6日に地域懇談会を開催いたしました。26名の方から活発なご意見をいただいたわけですが、ご意見はここに掲載されているとおりでございます。

6ページでございます。その後、地域懇談会を経て、9月に図書館運営協議会で最終的な取りまとめを行ったところが6ページ以降でございます。

まず、仮称下落合図書館の方向性ですけれども、①として、立ち寄り型図書館ということで、気軽に立ち寄れる日常生活の一部となる空間、それから子どもなども一人でも心地よく安心して過ごせる空間。

それから②として、地域密着型図書館ということで、区民、地域の課題解決支援の場、それから隣接が民設施設で、介護施設、それから保育施設が入りますので、そうした特色を生かしたサービス展開、それから地域の「知」を介した交流の拠点。

それから③として、情報発信型図書館ということで、地域の学習活動等の成果の発信の場、また地場産業等の地域資料により地域の魅力を発信する場というようなコンセプトで計画をしていくものでございます。

次の(2)は、現状の区立図書館の概要でございます。次の7ページは、仮称下落合図書

館の概要等でございますが、上段に表がございますが、合計1,000平米ということでございます。これは、今後基本設計が進んでいく際の配分の参考ということでございますので、建築関係基準法令等に照らして、必ずしもこの面積どおりというわけにはいかない部分ですが、面積配分としては、このようなことで考えてございます。特に特徴的なのは、表の下の方に、会議室・多目的室など書いてございますが、地域の交流というようなことをコンセプトに140平米ということで、会議室、資料を介した図書館の一つの交流の場としてのスペースを確保していこうというところでございます。

その下に、1,000平米の考え方があるわけでございますが、こちらにつきましては、平米当たりの新宿区立図書館の蔵書、資料数を算出いたしまして、大体7万5,000点という資料を目指していきたいということでございます。

次の8ページ以降ですが、それぞれ諸機能としてブックポスト、駐輪場、それから収容冊数につきましては、今申し上げたように7万点程度以上ということで一般5万、児童2万、雑誌90種、新聞10種という数量的なことを検討いたしまして、このように考えてございます。

8ページの下からが、基本的に行うサービスということで、資料提供、レファレンス、児童、高齢者、障害者、それから地域密着サービスということで、先ほど申し上げたように介護、保育関連施設の資料であるとか、地場産業である染色関連についての地域資料、こういったものを収集していこう。それから、地域の交流サービスということで、交流スペースを活用して、こういったサービスを提供していこうということでございます。

運営といたしましては、図書館の基本方針で指定管理者による運営を予定しているところでございます。

開館時間につきましては、旧中央図書館があったことから、9時45分までということでございますが、今後これらの地域需要を踏まえて、検討していきたいと考えてございます。

次に、10ページ、11ページでございますが、施設整備に当たっての留意事項ということでバリアフリー、ユニバーサルデザイン、安全対策、それからゾーニングと館内レイアウトでございますが、ブラウジング、配架を一覧できる、そういうようなことをしやすいような利用者動線、児童コーナーと一般図書コーナーの共存、カウンターからフロア全体の見渡し、セキュリティーゲートとカウンターの近接、蔵書の充実、書架配置、それから、できるだけさまざまなタイプの閲覧席を設ける、談話やくつろぎのスペースを設けていくというようなことでございます。

また、全体ゾーニングと利用者動線ということで、これは複合施設でございますので、図

書館については専用の入り口を配置して、安全性の確保を図る。それから、基本的な配置として、利用スペースと管理スペースを分けていくことを検討していると、これで計画をしていきたいと考えているところでございます。

それから、17番につきましては、図書館で所蔵している図書館を設計する際に、参考とするべき図書ということで掲げてございます。

これらにつきましては、現在、総務部施設課のほうで設計の事業者が決まりまして、そちらのほうに施設課を通じて、要求事項として既にお渡しをしているところでございます。

以上でございます。

○学校運営課長 それでは、報告3、愛日小学校本校舎の基本設計についてでございます。

1枚目の報告に従って、2枚目、3枚目の図面、そして、4枚目に周辺の地図、これは既存の校舎の地図を含めてでございますが、これとあわせて、ごらんいただければと思います。

まず、基本的な方針でございますが、安全性と機能面を配慮した計画ということでございまして、これは、そもそも愛日小学校の建てかえの理由となっております擁壁の安全性、これが一番の問題でございまして、この校舎自身は、安全性を考慮するということで、擁壁を、学校に地下階を設けることによって、新校舎の構造部分に充てるという形で既存擁壁をほぼ撤去をしているような形になってございます。

それから、児童、教職員が利用しやすい施設ということで、従来、4枚目の地図を見ていただくとわかりますが、区立愛日小学校の現在の体育館は、この道路を挟んで下のあいじつ子ども園の2階に、区立愛日小学校屋内運動場という形で、道路を挟んであるところを、校庭の中に一体的に設置をしたという構図になってございます。

また、地域に開かれた施設ということで、学校施設の一部を地域に開放ということで、これは、会議室、あるいは室内運動場の地域開放でございます。

それから、環境に配慮した設計ということで、エコスクールを推進する、これは従来他の学校でも推進してございますが、屋上の緑化、あるいは壁面を利用した緑化、太陽光発電等の設置等を今後実施設計の中で考えていくといったところでございます。

概要といたしましては、今の説明と重なる部分がございますが、地下1階、地上4階ということで、従来は地下はございませんでした。アリーナを既存校庭の中の西側に設置をし、グラウンド面積としては1,000平米。それから既存のプールにつきましては、4枚目の地図の校庭の右側に長方形でついている部分でございますが、これをアリーナの4階に配置する、そういった構造になってございます。

図面を見ていただきますと、まず地下階の部分でございますけれども、給食調理室等を地下に設け、また備蓄倉庫、倉庫、会議室、図工室、音楽室等を設けてあるような形になってございます。

また、1階の部分につきましては、特別支援教室について、従来一つの部屋であったのを2部屋確保するような形になってございます。

また、備蓄倉庫については、備蓄物品を1階にも配置するという事で体育館の器具庫と兼ねるような形になってございます。

また、断面図のところ、プールの部分でございますが、近隣のマンション等からの視線、目隠し等を考慮して、屋根をつけるような形の構造となったものでございます。

2枚目は、2階、3階、4階ですが、2階には多目的ルームを設けてございます。また、3階につきましては、図書室が大きな面積を占めており、コンピューター室、PTA会議室も配置してございます。4階は、理科室、あるいはプールに出るところの更衣室といったようなところでございまして、2階、3階、4階に各教室を1年生から6年生まで2教室ずつ充ててございます。これによって、従来教室数が9であったものを12教室ということで、各学年2学級ということになってございます。

1枚目に戻っていただきまして、改築検討委員会でございますけれども、この本校舎の基本設計をするに当たりまして、基本的なあり方について地元関係者からの意見を聴取するといった目的で、PTA役員、学校評議員、同窓会、町会代表等、ごらんのメンバーで構成をして都合3回、9月20日、10月17日、10月28日と設けさせていただいて、このような基本設計の案をつくったところでございます。

今後の予定でございますが、教育委員会、本日でございます。それから、文教子ども家庭委員会が11月13日、また、この案を基本設計として地域住民に説明する説明会が11月16日の、今のところ午後6時30分から愛日小学校で予定をしております。基本設計の終了が11月末、実施設計は、12月から来年6月末を予定してございます。工事期間は、来年9月から29年3月ということですが、遺跡が出るのが想定されておりますので、そういった期間も含めた期間となっております。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 中身に直接関係ないことですが、入学した学校の問いの3で、新宿区外から通学しているとありますけれども、多分、外に出た人がそのまま通っているということも多いだろうと思いますが、外の区から新たにという手続はありますか。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 アンケート結果でございますので、すべての人が答えているわけではございませんが、当然区堺、特に中野区から新宿区の学校に通っているということは何人かいらっしゃいますし、その他隣接している区、豊島区等も含めて、この15人というだけでなく、もう少しいらっしゃるというようには認識しております。

○今野委員 それは、ほかの区からの手続は何か要るのですか。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 これについては、区域外就学ということで、実際にお通いになりたいと申し出がある学校の環境も含めて、私ども学校運営課の中でどうするかというのを考えて、指定校変更のときもそうですけれども、審査会を設けて、それが妥当なのかどうかといったようなことも含めて審査をいたしまして、具体的に決定をしているというところでございます。

○今野委員 はいわかりました。ありがとうございます。

もう一つ、このアンケートの感想ですけれども、選択制についてどう思いますかというのがある、小・中ともかなり、8割以上で、親は賛成ではっきり出ているなと思いました。以前に、日本PTAが全国調査したときには大体6割強から7割ぐらいで、それでもやっぱり賛成が多かったのだから、それが強く出るのかなと思いましたけれども、よく考えてみると、4つから選ぶというので、必ず賛成か反対かで、調査によってはわからないとか、どちらでもないとかという項目がありますので、数字としては強く出ているのかなとは思いましたが、親はかなり選択制度の支持が多いのかと。それにつけても、実際にはなかなか学校の校舎の余裕などの関係で、実際にはなかなか通学区域外に行けない子どもも多いので、そのあたりどう考えるかは、また適当なときに議論があればいいかと思いました。

以上です。

○菊池委員長 最初の質問で、新宿区外から通学しているのと、新宿区内における区域外から通っている生徒とはちょっと意味が違うだろうと思いますが。というのは、税金を払っているとか払っていないとか、公立に入るわけですから、その部分で協議をするというのは、審議はするんですか。具体的には、どのような配慮をされているのかということをお聞きしたいのですが。

学校運営課長。

○**学校運営課長** 審議の際には、実際に通学するに当たって、例えば中野区の学校に行くよりも新宿区の学校に行くほうがはるかに近いということですか、あるいは、これは全員がどうかということではありませんけれども、通っている病院等があつて、その関係で、例えば通院経路にあつて、この学校に行ったほうがいいといった場合、あるいは、まだ別の区に住んでいるんだけど、半年後には引っ越しが決まっている例、あとは、親御さんの仕事の関係で、勤務地の近くに親御さんの関係者がいて、そこに迎えに行くのが非常に生徒の安全上もよろしいというような理由、今申し上げたような理由の中で審査をいたしまして、妥当かどうか、といったようなことを合理的に判断していくということでございます。

○**菊池委員長** 結構ケースが多いですね。意外と15件というのは多いのかなというふうに思いました。

松尾委員。

○**松尾委員** アンケートとしては、結果的に、指定校変更とか、その新宿区外からの入学という場合も、データとしては混在しているわけですね。件数はそんなには多くないので、全体の趨勢には影響ないだろうという理解で大丈夫でしょうか。

○**菊池委員長** 学校運営課長。

○**学校運営課長** このあたりの数値は例年、ここに1.19%と出ておりますが、この程度のパーセンテージでずっと推移してございまして、全体から見て学校へのクラス構成に大きく影響するといったようなことは、現在ないというふうに考えております。

○**教育長** 統計の優位性の問題で、指定校変更オーケーであってもパーセンテージの中に15人が入っていることで、統計処理の問題として問題がないかどうかということを知りたい。

○**菊池委員長** 学校運営課長。

○**学校運営課長** 数字的には、学校運営課としては、問題がないというふうに考えてございます。

○**羽原委員** 新宿区で他区に通っている人もいますから、相互関係だから、15人ということは、それほど意外な数字ではない。受け入れなくてはいけない数字じゃないかと、印象としてはあります。

○**菊池委員長** 大体一定このぐらいですか。

○**松尾委員** それはいいのですが、その中の、満足しているか満足していないか、そういうところにそのデータが入ってきているわけです。なので、つまり新宿区民が学校を選択するのと

はまた事情が違うので、そういうデータが混在していても、大丈夫ですかということです。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 このアンケートを取り始めのときから、こういった項目でずっと入れさせていただいてございます。そういった意味の中でも、この比率というのはずっとこういった比率、1%程度といったところでございます。ご指摘のように、確かに中の設問の中に答えているわけございまして、全く影響がないかという、数字上はゼロではございませんけれども、その影響についてはほぼないのかなというふうに考えております。

確かに、区外の方のご意見が反映されるこういう仕組みになってございますので、そこらあたりが本当にこれでいいのかという部分については、今後の検討材料になるのかなというふうに考えてございます。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 これは学校選択制度に関するアンケートということではありますが、せっかくアンケートを取ったわけですから、このアンケート結果をどういうふうに読み取って、どんなふうに有効に活用していくかということを考えていく必要があるかと思いますが、例えば、学校案内冊子のあり方であるとか、学校公開のあり方であるとか、そういうこともありますが、一方、例えば、先生の指導や熱意というところが、この理由の満足している、満足していないの理由のところA、B、C、Dというのはかなり外形的なことで、教育委員会が関与できることではないわけですが、教育活動の内容・特色以降のそこから、学校の施設・設備の状況あたりまでは、それなりには対策をとることが可能な項目になっているように思います。この中で見てみますと、このアンケート結果を見る限りは、先生の指導や熱意とか、それから、いじめや荒れの状況、学校公開見学での印象といったところが割と高い率で満足、不満足に影響しているように見てとれます。ざっと見ますと、そういう印象を受けました。中でも、先生の指導や熱意というところがとても大きいように思います。できるだけ、このアンケートの結果を、縦割りじゃなくて、教育委員会として共有をして、新宿区の教育全体の改善につなげていただけたらというふうに思いました。

○菊池委員長 先生の熱意は、プラスのほうにもマイナスのほうにも結構上位に上がっていますね。そこは、人間関係もあるのかなとか、でもやはりその部分が一番大事なところであると賛同したいと思いますけれども。

白井委員。

○白井委員長職務代理者 アンケート結果を見て、学校選択制度自体に関しては、やはり親の

採択権というか、その部分は大事にしたいという意向が保護者のアンケートから出ているのかなとまずは思いました。

第2点は、実は松尾委員と同じところを私も気になっていまして、先生の指導や熱意というところで、入学される際の学校選択に関しては、例えば小学校だと160件で、対象が1,259件ですが、それからすると2割に達していない、それと、実際に入ってから結果で大変満足していると普通に満足しているを足して、例えば小学校で2割強というような感じですが、複数回答なので、もう少しあってほしかったなという部分があります。学校訪問をさせていただいていると、先生方はかなり熱意を持って指導しているように見受けられるのですけれども、やはりその辺が保護者に伝わっていないのかなという感想が、ここから見受けられたりしたのですが、その点は指導課長いかがでしょうか。

○菊池委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 一概に言えることではないですけども、この調査の満足している、満足していないの、満足していないという数値そのものは、結果として非常に少ない数値です。ですから、例えば先生の指導や熱意が24名ですが、この24名が多いかということ、比率でいくと1.91%ということなので、確かに並べてみると目立つ数字ですけども、上の満足しているの62.67%という絶対数が違いますから、これをどうとらえるかということはありません。

少しお答えになってないのですが、こういった学校選択制度に関する保護者のアンケートということではなくて、やはり大事なものは、個別の学校の状況だと思うのです。ですから、各学校の学校評価、改善をする作業を行っていますが、その学校評価の中で、みずからの学校の状況をしっかり把握をしていくということが大事だと思いますし、それは組織全体としての信用度ということもあるでしょうけれども、それ以外に個別の教員の信用度といいますが、信頼度、そこが非常に重要なところだと思うんです。ですから、一つ一つを、そうした中で解決をしていくということを各学校は行わなければいけないということだと思います。

○松尾委員 おっしゃるとおりです。

○白井委員長職務代理者 ありがとうございます。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 Q2の、入学のときの選択の事情で、教育活動の内容と特色、先生の指導、熱意、学校の教育目標・方針、この3つでいうと大体11%、それに対して満足したという数値、その3つに限ると25%ぐらい、つまり、統計だから何とも言えないが、ふえておりますね。一方で、満足していないほうを見ると、その3項目で、3割ぐらいということで、これをどう

とるかというのはなかなか難しいと。僕はむしろ入るときに、割に学校の教育活動とか、先生とか、学校の方針とか、あまりこういうものを見て選択はしてないなど、1割ぐらいしかその選択部分に書いてないんだなど。入ってみて、わかって、満足と不満足がある程度、5%違うのはどうするのかなどというところで、これを教育現場がどう思うか、それを学校に当てはめて、現場の方々が、こういう結果かなと、それをどう思うかな、どこを改善するかなと思っていただければいいのではないかなと、僕はそう理解します。

○**教育長** 対象が一年生の保護者なので、これがもし指導課長が言ったように、学校評価の中で先生たちの指導が3年間あってみれば、いい指導だったなど思っているのと同じように、学校現場は頑張っているということだと思うんです。これはやはり学校選択制にかかわってのアンケート調査なので、そういうバイアスはあるというところがあると思いますが、だから学校評価のところは、できるだけ、そういう生の声が聞けるようにしていきたいと思っています。

○**白井委員長職務代理者** あとは、保護者の学校選択に当たっての関心の高さというのが、アンケートで、学校説明会とか、公開とか、それから友人・知人からの情報、あと文化祭とか運動会も行ったりしているということで、件数でいうとかなりそういうのを見たりしていますよね。ですので、このQ6のところを見て、やはり保護者のほうの教育に関する関心度が高いというか、学校を選ぶ上で高いのかなという感想は持ちましたので、そこにこたえていけるような教育委員会であるような形を、これからもよくしていきたいなというふうに思います。

○**羽原委員** そこはちょっと逆にとりました。つまり、少子化の中で、5人に4人しかいない。小学校を入るといふのなら、親にとっては大変な自覚で、それが自分の子どもが行く学校について、5人に4人しかいない、という感がしています。学校公開も、時間的に行けない人も多いのかなとも思いましたので、もうちょっと学校を見ましようというようなポスターなどをつくってもいいのではないかなと、これは考え方の違いですけれども。

○**菊池委員長** ほかに質問がなければ、報告1の質疑は終了したいと思います。

次に、報告2について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

○**羽原委員** 概要はもうよくわかりまして、これも既に説明を聞いているわけですが、念のため、お教えいただきたいのは、民設民営部分の施設で、今まであったものがそのままあるものと、なくなるものと、新たに加わるものの具体的なところを教えてください。

○**菊池委員長** 中央図書館長。

○中央図書館長 今までであるというのは、この敷地においてという理解ですか。

○羽原委員 そうです。

○中央図書館長 民設部分については、介護保険の施設、それと保育施設、これは今までございませんでした。ですので、民設部分については今までにないものでございます。

それから、区立棟についてですけれども、図書館と、それから土木部の事務所、それは今までどおりで、新たに追加されるのが備蓄倉庫でございます。

○羽原委員 今まで保育施設というのはなかったなと思ひまして、どんなものがどういうふうに見えるのか、保育園なのか、子ども園なのか、それをちょっと教えていただきたい。

○中央図書館長 子ども園とは違ひまして、こちらは民間の認可保育園でございます。

○羽原委員 何人ぐらいですか。

○中央図書館長 定員が、先般、子ども家庭文教委員会に報告があったのですが、その数につきましては、今手元にないので、また調べてお答えさせていただきたいと思ひます。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 資料の報告の2ページ目の、地域の主な特性ということがありますが、仮称下落合図書館の位置を見ますと、ここは下落合の南の端のほうに位置してございまして、地域としては、新宿区の行政でいきますと落合第一地域に入るわけですけれども、ちょっと行きますと、戸塚の地域にもほぼ隣接しているという。ですから、図書館の利用者ということを考えますと、かなり落合、下落合と、それから戸塚にまたがるということが考えられると思ひますので、この地域特性を見ますと、主として下落合を念頭に置いて書かれているように見えるのですが、距離的なことを考えて、もう少し南のほうのことも書いていったほうが、実際の利用者ということ考えたときにはよりふさわしいんじゃないかなという、そういう感想をもちました。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 どうもありがとうございます。

こちらにつきましては、図書館のサービスエリアということで、ほぼ半径800メートルを想定してございまして、そういうことからすると、出張所の管轄区域でいうと、落合第一特別出張所の管轄区域が結構大きい割合を占めてございます。そういう意味から、ここに書かれてございます地域特性というのは、一つには、新宿区の総合計画とか、それから地域別まちづくり方針のほうから引用をさせていただいたということでございます。

ご指摘のように、高田馬場駅からおりて、それで落合地域の住宅地にお帰りになるという、

そういう意味で、結構その中で立ち寄っていくという層が多いと思われます。また、学生も当然多いというふうにも思われますので、コンセプトの中にはそういった意味での立ち寄り型、日常生活にとけ込むというようなことで記載させていただいたところがございます。

いろいろな利用層が広域的にもあると思いますので、その辺は今後どういう利用層を念頭に置くか、詳細設計に入っていく中でも検討していきたいというふうにも考えてございます。

○松尾委員 11の仮称下落合図書館の概要というところに、一般図書コーナー、一般閲覧と、児童書コーナー、児童閲覧というふうになっておりますけれども、児童書というのは、その年齢層というのは、どのぐらいを対象としているのか。教育委員会の管轄で小学校、中学校については、通常小学生は児童で、中学生は生徒ですけれども、例えば小学生はどこを利用するのか、中学生はどこを利用するのか。私は、特に小学校高学年から中学校ぐらいの生徒さんは、いろいろなことを調べたいと思うときに、問題解決できるような、そういう機能が充実してほしいと、こういうふうにも考えているんですけれども、そのあたり、どのようになっていますでしょうか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 図書館の場合、例えば法律で何歳未満が児童とか、そういうような明確な定義というのはございませんで、乳幼児から親子連れで来る層から、ヤングアダルトという言い方をしていますけれども、高校生、大学生とか、二十未満ぐらいの層というのがございます。そういう中で、ここが小学生用ですよ、ここが中学生用ですよということは想定してございませんで、全体の蔵書構成の中で一般図書も当然お子さんでも入れるわけがございますので、先ほどおっしゃられた、調べる、そういった知的好奇心を伸ばしていくというような支援は大事なサービスだと思いますので、そういったようなことにもこたえられるような蔵書構成を今後検討していきたいというふうにも考えております。

○教育長 児童コーナーというのが、どんなことを一般的に想定しているのか、小学校低学年までだとか、どのぐらいの学年までを想定して蔵書をそろえているといった部分を。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 地域図書館の場合ですと、座って読めるような、フラットなフロアで、紙芝居だとか、読み聞かせを行うような、ちょっとしたしつらえがあります。あと、基本的には、児童書が中心になってきます。そういうことを想定しているところがございます。

○松尾委員 そうすると、主に小学校低学年ぐらいを想定していると。そうしますと、もちろん学校にも図書館がありますから、学校図書館、小学校、中学校、学校図書館で調べられる

ものは調べるといふことですが、さらに、もうちょっと学校にない資料等を、例えば中学生が調べようと思ったときには、何か対応できる機能はございますか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 そういった場合は、通常ヤングアダルトコーナーとか、そういうような部分を設けてございます。中高生のそういったこともここは想定してございます。児童書といつても、先ほど申し上げたように、すべて絵本だとか、そういうようなものばかりではなくて、そうした児童一般、年齢層の比較的高いお子さんへのニーズにもおこたえできるような資料をそろえていきたいというふうに考えております。

○松尾委員 それは、名称としては児童書コーナーに含まれるのですか、それとも別途つくられるのですか。

○菊池委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 これは地域図書館によって違いますが、通常は、ヤングアダルトという分野を設けてございます。ここでも、そういうようなコーナーを設けていくようにこれから検討ということでございます。

○教育長 そのヤングアダルトの分野を児童コーナーでつくるのか、一般書籍のところをつくるのかという点は。

○中央図書館長 レイアウトについてはまだこれからで、設計事業者のほうでこれから、これをもとに提案をいただくという段階でございますので、その辺の詳細については、また、図書の配架とか、閲覧席の設け方とか、そういうことは引き続き十分検討していきたいと考えてございますが、今は、例えば児童書コーナーで設けますといったことなどは、確定的に言えない部分がございます。ただ、ここにありますように、はっきりと児童室、あるいは一般室というような区切りをしないことを想定していますので、そういう意味では、通常は日本十進分類法で並んでいる資料の配架とは別に、そうしたコーナーを設けるということは可能だというふうに考えてございます。

○菊池委員長 児童書は2万冊ぐらいということですね。

○中央図書館長 はい。また、先ほど、羽原委員からご質問のありました、私立認可保育所でございます。こちらにつきましては、定員が130名程度ということ想定して事業者のほうで計画といいますか、設計のほうに入っているという状況でございます。

○羽原委員 非常にありがたい、良いという意味で使ったわけです。

○菊池委員長 ほかに質問ございますでしょうか。

ほかにご質問がなければ、報告2の質疑を終了いたします。

次に、報告3についてご質問、ご討議をお願いいたします。

羽原委員。

○羽原委員 グラウンドがどの程度減ったのか、ふえたのかということ。

それから、今、関係している医療福祉施設などは、地下に電気室を置かないで、病院、学校だからということがあると思うんですけども、あそこに水は出ない可能性があるけれども、地下になるべく置かないで上のほうにというようなことがあります。重たいのは重たいですけども、そういう検討をしていたので、地下でいいのかなということですよ。

それから、もう一つは、遺跡が出そうだとしたことだったので、もと武家屋敷かなにかで、どうなのか、そのあたり、4カ月含みをとるといのは何か心配があるのかなと、少し思ったわけです。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 まず1点目のグラウンドの広さでございます。このグラウンドの広さにつきましては1,000というように書いてございますが、アリーナの部分の面積が450でございますので、もとの面積は、1,000とアリーナの面積を足した面積というふうにみていただければと考えてございます。雑駁なところでございますけれども、そういう意味でいくと、3分の1程度は減っているのかなというところでございます。

それから、地下室に電気室等をもってきた、それを上にもってこれないかというお話してございますけれども、この断面図でご説明いたしますと、この高さぎりぎりまで4階部分までつくってございまして、これ以上の高さにはできないという中で、そういった設備を載せるといったことにはなっていないというところで、これは技術的な部分も含めてこういう形になっているということでございます。

それから、遺跡でございますが、実は、現在、グラウンドと校舎の近くのあたりを少し掘ったときに、遺跡が出てきたという事実がございまして、それが歴史的な部分でいけば、恐らく江戸時代のものなのかなという推測はできますけれども、これは掘ってみないとわからないというところでございます。この遺跡調査につきましては、基本設計の中でどれだけの地面を掘り返すのかというところの面積で決まってくるので、この平面上、1階の校舎の面積、体育館の面積の部分掘るといってございまして、一応最大で4カ月程度を見込んでいたところでありまして。

○羽原委員 3分の1グラウンドが減る、70メートルのコースしかとれないという、もともと

100メートルとれたかどうかわかりませんが、アリーナの使い方と、グラウンドの使い方がどうなるのかなど、グラウンドを狭めるということが本当にいいのかなど。アリーナというのはどうのようにグラウンドとリンクするのか、ちょっとイメージがわからないのですが、そのあたりはいかがですか。

それから、機械室とか電気室は、別に上に上げなさいと言っているのではなくて、水とか、そういう遮へいが大事である、そこをどういうふうにするのかと、そういった意味です。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 屋内運動場ができることによってグラウンドが狭くなるといった中で、例えば屋内運動場の部分と、グラウンドを一体的に使うことができるのかといったような工夫については、今後、実施設計等の中で考慮をしながら、検討をして、できる限りグラウンドの狭さというのを何とか払拭できるような工夫は必要かというふうに考えてございます。

○羽原委員 あそこは狭いので、もっと狭くするということは、余り感心しない。アリーナをどういうふうにするのですか。

○教育長 アリーナに対する走り込みなり、助走をかけるときにはアリーナから出て走っていきなりは、新宿は狭いので、そういうようなことをやってないわけではないです。そういうところは、少し考慮していきたいというふうに思いますけれども、そうすると柱のスパンの問題などいろいろとある。ただ、体育館をつくらないというわけにもいかない。体育館は講堂でもあり、大規模集会施設でもあるわけですから、ないわけにはいきません。

○松尾委員 舞台もないから、学芸会ができなくなる。

○菊池委員長 それはそうです。

○羽原委員 難しいですね。

○次長 今の、グラウンドの広さの点ですが、改修検討委員会でもその点が議論になりまして、一例としては、屋上の部分に鉄棒など、この図面で見ますと、2枚目の上の部分、屋上緑化とありますけれども、この辺の取り方によっては、スペース的にかなり満たせるんじゃないかというようなことで、鉄棒とか、その辺を置けないかというような意見もいただいていますので、限られたスペースを有効に活用して、そういった機能が持てるような形ではこれから検討していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○羽原委員 屋上の緑化、それはあったほうが良いとは思いますが。

○教育長 ですので、100点はとれないので、あんばいをつけるしかない。

○羽原委員 重要度ですね。

○次長 なくすという話しではなくて、取り方の点ですね。

○羽原委員 ええそうです。

○菊池委員長 道を挟んで向こう側にあった屋内運動場を、こちらに移転させるというわけですよ。現在の屋内運動場はあいじつ子ども園だけが使う、子ども園が優先的に使うということですか。

○次長 基本的には、今回、屋内運動場を現在の愛日小のほうに取り込むという話しですので、当然現在の屋体は空きます。それについては、区全体として、有効活用を考えるということで、その具体的な手順については、これから詰めさせていただくという形になります。

○菊池委員長 何かもったいないですね。

○羽原委員 地下道でつなげたほうがいいと、前の校長先生に何度も言ったんですが、うんとは言いそうもないから。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 一般的に、今が基本設計で、その後実施設計に入るということですがけれども、実施設計をするに当たっては、基本設計に縛られる部分がどうしても出てくるので、基本設計がこういうふうになっているから、こういう実施設計はできないということは当然出てくると思うんです。学校の校舎というのは一度建ったら何十年も使うわけですよ。今回、擁壁のこととか、さまざまなことがありますして、かなり急いでやらなければいけない状況であるということとは認識しておりますが。

また、それから、敷地も限られておりますし、敷地の形状等から、いろいろ制限、制約がかかるということもございます。その結果、さまざまな観点からすべてを100点満点というふうにはなかなかいかなくて、バランスをとって優先順位をつけてということで判断をしていかなければならないということで、そのこと自体は常に起こることだというふうに認識しておりますけれども、基本設計と実施設計、そのすべてを含めて全体像を見て、校舎がどうあるべきかということ判断していかないといけないと思うんですが、以前も質問したかもしれませんが、それは、どなたがどのような形で最終的に、どのような仕組みでそういうものを決めていって、どなたが最終的にそれを決断するのか、何となく決まっていってはいけないことですよ。当たり前のことです。しかしそのあたりがちょっと見えてこない。特に、教育といっても、教育委員会もいろいろな課に分かれておりますけれども、特に個人的には、学校の教育の施設ですから、教育上の観点から、今後何十年かにわたって使うという立場から見て、それが優先される、かなり優先度を高く置いて判断すべきだと僕は思うん

ですけれども、そういった、例えば学校運営課と教育指導課とが十分に話し合っ、本当によいものにしていく必要があると思いますけれども、その上で、なおかつこれはできない、これはできるという優先順位をつけて、決めていかないといけないんですけれども、そういう体制は今回どのようになっているのでしょうか。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 まず、この基本設計をつくるに際しまして、事前に教育委員会事務局内部の各課で、この愛日小学校を建てかえるに際してのさまざまな要望等を聴取しながら進めてきてございます。そういった意味では、先ほどの説明の中にもございましたけれども、特別支援教室等について、1つであったものを2つにしたとか、あるいは主事室、校長室、それから職員室の配置であるとか、あるいは地下の職員休憩室、PTA室、教育相談室も含めて、全体の中で、どういった今後の教育にとって一番こういった形がいいのかということ、さまざまご意見をいただきながら進めてきたところでございます。

実施設計につきましても、今までいただいたご意見を踏まえて基本設計ができておりますので、また、具体的には必要があれば相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○菊池委員長 ということは、もう既に、おおむねこの基本設計は動かないというようなご説明ですか。

先ほどの松尾委員からの質問、どなたが最終的に決定するのかということの質問の答えになってないのかなと思いましたが。

学校運営課長。

○学校運営課長 基本設計については、そういったことでさまざまな意見を取り入れながら進めてつくってきた基本設計であり、それに基づいて今後実施設計を進めていくという中で、当然、さまざまな意見を取り入れていく部分もあるわけですがけれども、最終的には、学校運営課として案をつくり、教育委員会事務局内部で検討し、皆様にご報告する中では当然決定をしてもらいたいということでございます。

○菊池委員長 次長。

○次長 この基本設計に至る経緯ということでは、先ほど教育委員会内部では、関連課長の意見を聴取して、それをできるもの、できないものに反映させたという部分がございます。

また、区長部局の関係では、とりわけ危機管理課等が防災面での配慮が必要だということ、その意見聴取もした上で、基本設計案としてまとめました。それを、今度、先ほどござ

いましたPTA役員、学校評議員、同窓会、町会代表という地域の方々のご意見をいただいた上で、ここに載せましたように2回の修正を加えた形で決めまして、検討委員会としてこの案でいくということで了解をいただきましたので、これをもって教育長決定させていただいて、基本設計としてつくられたということです。ただ、基本設計というのはあくまでも配置の部分でございますので、具体的なしつらえの部分については、まだ変更が可能だということでございますので、その辺で先ほど来言っている、工夫の余地があるというようなところが反映されればいいのかなというふうに思っております。

○菊池委員長 そうしますと、基本設計の期日は11月末日と書いてありますね。基本的に、今、この教育委員が提案をしたことを組み込んだりしながら、11月末に教育長が決定するという、そういうストーリーになりますか。

○次長 例えば、アリーナを右から左に持っていくですとか、基本的なところは難しい話だと思いますのですが、微調整の部分で対応可能な部分は可能だということですか。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 五月雨式にいろいろなことを決めていくと、最初のほうに決めたことというのが後を縛るということは当然常に出てくることなんです。ですから、一般論としてですが、極力早い時期から細かいところまで考慮に入れて、検討を進めていく必要があると私は思います。ですから、右か左に動かすことはできないというわけですが、それはまさしく今私が申し上げたことが起きることですよね。あるところを決めてしまうと、ほかは動かせなくなってしまうという、そういうことだと思うのです。

実際に、よいものができるかどうかというのは、まさに今正念場であろうと思っております。ですから、11月末ということですが、今から1カ月、本当に真剣に最高のものができるように、もちろん限られていますけれども、敷地の限界その他、限界はありますが、真剣に取り組んでいきたいし、取り組んでいただきたい、このように思います。

○菊池委員長 白井委員。

○白井委員長職務代理者 事務局その他で検討していただいた結果だと思いますが、教室数の将来的な確保といった点は検討なさったのでしょうかというのが質問です。もちろん人口予測はできないというのはありますが、四谷小の例もありますし、今回、アリーナを運動場のところに持ってくると多分容積がいっぱいになっている設計なのではないかなというふうに予測するので、敷地的には、もうこれ以上建物を建てるということは難しいのか、それともまだ余裕があるのでしょうかという質問をしておきたいのですが。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 まず、教室でございますけれども、現在、学校運営課のほうで考えておる見通しでございますが、今後5年間程度において、12になることはないであろう。今現在9ですけれども、10、あるいは11程度でおさまるのではないかという見通しを持ってございます、というのが現在の考えでございます。

その他、3階、4階には予備室も1室ずつございますので、そういったところでも、対応が可能かというふうに思います。

また、容積率と建蔽率等の関係にもなりますけれども、本日は資料を持っておりませんが、委員ご指摘のように、体育館を入れ込んだことによって、相当いっぱいに近いものは建てているというところがあります。今後、その辺は、どうしてもまた何か建物を建てるという必要があれば、そういったところも考慮に入れながら検討は必要かなと思っております。

○教育長 詳細はわからないですけれども、容積よりも、その他の建築基準法の規制のほうが大きく、日影や高さ制限ですとか、そういうことで今回も4階までとなっています。

○白井委員長職務代理者 これでいっぱいということですか。

○教育長 そうです。運動広場をなくすというならまた別ですが。ほかの区でなくしているような小学校をつくっているところもあるんです。中央区だったと思いますが、ビルの中に入れて。全く都心の真ん中のような、そういう学校で日影規制とかが一切かかってないような、商業地域のところでつくって日が当たらない校庭を持っているところも確かあったと思いますが、ここはそんなに高くはつくれない。

○白井委員長職務代理者 そういう点では、いろいろ配慮した上での将来像を見た上ですか。今、5年と言ったので。もう少し10年ぐらいはみてほしいと思いますが。とりあえず改良した結果がこうだという。

○教育長 予備室はその意味でつくっています。

○白井委員長職務代理者 アリーナが今のところの2棟に分けてでは、やはり使いづらいというのは、現場サイドの意見としてはあるのでしょうか、実際には。雨の日ですとかは。

○松尾委員 それはつなげられないのですか。難しいですか。

○白井委員長職務代理者 地下は工事費がかかりますから。

○次長 確かに改築委員会でも要望でしたか、橋を渡したらどうだという意見がありました。そもそも、あいじつ子ども園の上の躯体自身も老朽化が進んでいますので、いずれ建てかえという話もあるということになりますと、これは改築検討委員会で申し上げたのですが、

一つの学校を建てるときには、やはり今回のように仮設の問題が当然ありますので、今回市ヶ谷商を借りられるという機会でもございますので、ここは一気に課題を解決したいという部分もあるということで、地域の方々にはご説明しているところでございます。校舎が新しくなって、屋体が古いという状況で時差がおこるわけです。まずそれが一つ問題ではないかというところと、仮設の屋体を改築するにはまた愛日小学校の子どもたちの仮設の屋体が必要になってくると、それはまたかなり難しいやっかいな問題があるので、今回市ヶ谷商に学校ごと行きますので、それを機会として課題解決のために屋体も入れ込みましょうということです。

○白井委員長職務代理者 松尾委員が言われた、上廊下というものの検討は。

○次長 それはこれからずっと使うのであればそういう話しですけれども、現在の屋体も老朽化しているという事情があります。

○白井委員長職務代理者 そこも建てかえるという発想でしょう、基本は。

○松尾委員 全部つくりかえられないのは。

○次長 それはまた、あいじつ子ども園の仮設の問題とかいろいろございます。

○教育長 子ども園をまたどこかに持っていかなければならない。

○次長 新宿がこのように改築をやるとすると、必ず出てくるのが仮設の問題です。それがネックになってできないケースもかなりありますので、そういった意味では、今回の愛日小は絶好のチャンスということです。

○松尾委員 とにかく、何かあることに縛られて何かあることができないとか、そういうことはあるとは思いますが、何とか、本当にいいものを。どこかに何かがあるからできないとか、そういうのをなるべく解決して、本当にいいものになるようにしたいとやはり思うんですけれども。

○菊池委員長 では、大体ご意見をいただきましたが、まだ末日まで少しありますから、もう一度精読して、こうしたほうがいいのではないかというご意見のある委員の皆様は、事務局に申し出てください。報告3の質疑は終了させていただきたいと思います。

次に、本日の日程で、報告4その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

○菊池委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 4時51分閉会